

祝 秋田市制120周年!



秋田市
夏まつり

雄物川花火大会

8月10日(月) 雄物川河川敷

午後5時30分～ ヤートセ、浅野梅若社中の民謡(茨島側本部席前)
民謡手踊り(両河川敷)

午後7時10分～ 花火打ち上げ(午後9時終了予定)

「祝秋田市制120周年」の文字仕掛け花火、秋田西中生徒のアイデア花火、超特大スターマインなど、7,500発の花火が夜空に輝きます。

※荒天のときは11日(火)に延期します。

雄物川花火大会事務局 ☎(888)8080(西部市民サービスセンター内)
http://www.city.akita.akita.jp/city/sc/ws/hanabi.htm
携帯電話→http://www.city.akita.akita.jp/i/sc/ws/ha/b.htm

渋滞が予想されます。会場へは列車・バスでどうぞ。

J R

■ JR羽越線上り

秋田駅発 17:40 → 新屋駅着 17:48
秋田駅発 18:21 → 新屋駅着 18:29
秋田駅発 18:38 → 新屋駅着 18:48

■ JR羽越線下り

新屋駅発 20:34 → 秋田駅着 20:42
新屋駅発 21:52 → 秋田駅着 22:01
新屋駅発 22:51 → 秋田駅着 22:59

中央交通バス

行きの中央交通バス(秋田駅西口発)

■ 新屋線(秋田駅前⑦番乗場発)→会場バス停「秋田大橋前」

16:50 17:10 17:30 17:50 18:10 18:40 19:00

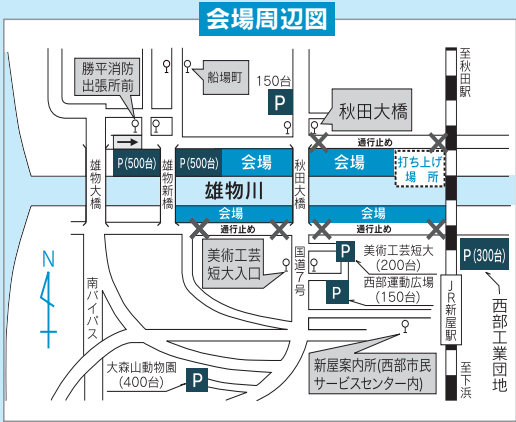
■ 新屋西線(秋田駅前⑦番乗場発)→会場バス停「勝平消防出張所前」

16:45 17:00 17:15 17:20 17:35 17:55 18:15 18:35

■ 船場町經由川尻割山線(秋田駅前⑧番乗場発)→会場バス停「船場町」 17:05 18:25

帰りの中央交通バス(秋田駅西口着)

■ 新屋線(新屋案内所発)→秋田駅西口 20:30 臨時20:45 21:00 臨時21:10



問 国保年金課給付担当
☎(866)20098

対象世帯 介護保険受給者がいる国保加入世帯
対象費用 平成20年4月から平成21年7月末までにかかった医療費と介護サービス費(食費や差額ベッド代、居住費は除く)
申請 国民健康保険・介護保険の被保険者証、対象費用の領収書、支払い証明書などを持って、国保年金課で手続きしてください。

●高額介護合算療養費の限度額

	区分	限度額
70歳～74歳	①高齢受給者証の負担割合が「3割」	67万円 (89万円)
	② ①③④以外	56万円 (75万円)
	③世帯全員が市民税非課税	31万円 (41万円)
	④世帯全員の所得が一定以下(年金収入が80万円以下など)	19万円 (25万円)
70歳未満	①世帯全員の所得が一定以上(合計所得600万円以上)	126万円 (168万円)
	② ①③以外	67万円 (89万円)
	③世帯全員が市民税非課税	34万円 (45万円)

※今回の申請のみ、平成20年4月～7月分を、平成20年8月～平成21年7月分と合算して、上表の()内の限度額を適用する場合があります。

国保の高額介護合算療養費

医療費と介護サービス費の負担を軽減。申請は8月から

1年間(前年8月1日～7月31日)の「医療費の自己負担額」と「介護保険利用料の自己負担額」の世帯の合計金額が、左表の限度額を超えたときは、申請により、超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。対象は平成20年4月診療分からです。

注：「一定の障害(身体障害者手帳をお持ちのかたの場合)」①両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級 ②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級 ③免疫の障害が1級～3級 ※なお、一定の障害に該当しなくても、福祉事務所長が「一定の障害」と証明できる場合は対象になります。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(注)があるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅などで投票用紙に記載して、郵送で不在者投票できます。自書が原則ですが、上肢または視覚障害1級のかたは、代理人に書いてもらうこともできます。あらかじめ届け出が必要ですので、市選挙管理委員会へご連絡ください。市選挙管理委員会事務局 ☎(866)22600

郵送で不在者投票できます

8月から使う

①後期高齢者の保険証
②国保の高齢受給者証

をお送りします

●問い合わせ

後期高齢者医療は…

後期高齢医療課

☎(866)2513

国民健康保険は…

国民年金課賦課担当

☎(866)2099

①後期高齢者医療被保険者証

対象

●75歳以上のかた
●65歳以上で一定の障害があるかた



後期高齢者医療(長寿医療)制度に加入しているかた全員に、8月1日(土)からお使いいただく新しい被保険者証を7月中にお送りします。

平成20年中の所得で改めて判定しているため、被保険者証の自己負担率が今までと違う場合があります。新しい被保険者証をよくご確認ください。

②国民健康保険高齢受給者証

対象

国民健康保険に加入している70歳〜74歳のかた

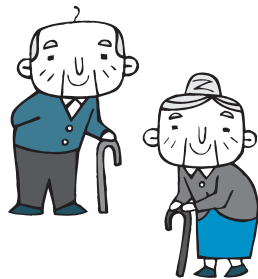


市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかた全員に、8月1日(土)

からお使いいただく新しい受給者証を7月27日(月)に発送します。平成20年中の所得で改めて判定しているため、受給者証の自己負担率が今までと違う場合があります。

なお、来年4月から、一般世帯の自己負担率が「1割」から「2割」に改正(注)される予定です。このため、今回お送りする受給者証の有効期限は、来年3月31日になっています。

注II自己負担率の引き上げは平成20年4月から行われていますが、昨年度と今年度は引き上げが凍結されています。



更新手続きはお早めに

●国民健康保険に加入しているかた
●後期高齢者医療に加入しているかた

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」



入院する際、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から有効の認定証は左記により手続きしてください。

国保に加入しているかた▼70歳未満のかたは、被保険者証を持って8月に降に次の窓口へ申請してください。70歳〜74歳のかたで、対象になるかたに6月下旬に申請書をお送りしました。同封した封筒で返送してください。

受付窓口：国民年金課、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅前サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

後期高齢者医療制度に加入しているかた▼新たに対象になるかたに7月上旬に申請書をお送りしました。同封した封筒で返送してください。

問い合わせ

国民健康保険は…国民年金課給付担当 ☎(866)2098
後期高齢者医療は…後期高齢医療課 ☎(866)2513

■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	診療月以前1年間の高額療養費適用回数		適用区分
	1回〜3回	4回以上(※)	
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	150,000円 +(総医療費-500,000円)×0.01	83,400円	A
一般	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	B
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円	C

※4回以上の金額で支払いができるのは、医療機関が長期の入院を確認し、適用を可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合、実際には4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

■70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた (一部負担金の欄が「3割」のかた)	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01 ※12か月で4回以上支給の場合は4回目以降44,400円
	一般 上記受給者証の「一部負担金の欄が「1割」または「3割(一般適用)」	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	区分II 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分II」	8,000円	24,600円
	区分I 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分I」	8,000円	15,000円

※年齢到達などにより、後期高齢者医療制度の被保険者になった月の自己負担限度額はそれぞれ2分の1になります。

■入院時の食事代(1食につき)

70歳未満のかた		70歳以上のかた	
市民税課税世帯	260円	市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯	前12か月 の入院日数 90日目まで 210円 91日目から 160円	市民税非課税世帯	前12か月 の入院日数 区分II 90日目まで 210円 91日目から 160円 区分I 100円